

マイナンバー
社会保障・税番号制度

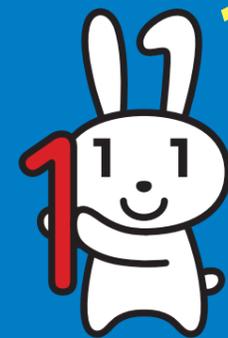
個人番号カード
を申請しよう!

申請して
平成28年
1月から
もらえます!



個人番号カードって?

- 個人番号が記載された公的身分証明書として使えるカードです(プラスチック製)。
- 本人確認に利用できます(行政手続きなどはこのカード1枚で本人確認が完了します)。
- カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした電子申請などの行政手続きが行えます。



10月からあなたのマイナンバー が通知されます!

(個人番号)

マイナンバーは「通知カード」に記載され、世帯全員分のカードがひとつの封筒に入って送られますので、お受け取りをお願いします。

重要

市民保険課 ☎57-8506

個人番号カード申請のしかた

郵送で申請する

記入



通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し「顔写真」を貼り付け、返信用封筒で投函してください。

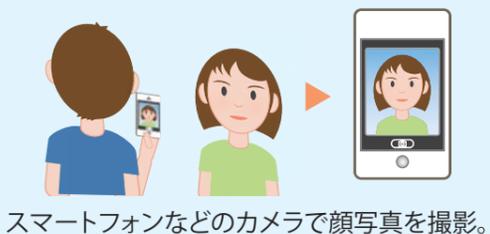
通知



個人番号カードの交付準備が整うと、はがきで「交付通知書」が送られてきます。運転免許証などの本人確認書類、通知カードを持参し、市役所市民保険課窓口へお越しください。

ウェブで申請する

入力



スマートフォンなどのカメラで顔写真を撮影。



通知カードに同封されている交付申請書のQRコードから申請用サイトにアクセス。必要事項を入力し、顔写真のデータを添付して送信すれば、申請完了です。

受け取り



記載情報に間違いがなければ、暗証番号を設定して完了です。通知カードと交換で、個人番号カードが交付されます。

『マイナンバー(個人番号)』は「社会保障・税番号制度」に基づいた、国民一人ひとりが持つ12桁の『ただあなたの番号』で、平成28年1月から社会保障・税・災害対策などの行政手続きや雇用保険の手続きなどに必要となります。このマイナンバーが、10月から国内に在住しているすべての人に通知されます。必ず開封して、中身を確認しましょう。

送られてくるものは?

- 通知カード(世帯全員分)
- 個人番号カード交付申請書(世帯全員分)
- マイナンバーについての説明書類
- 個人番号カード交付申請書の送信用封筒

ポイント ■世帯全員分の通知カードをひとつの封筒に入れて、世帯主あてに簡易書留で発送されます。郵便受けには入れず郵便局の配達員から直接手渡しされます。

届いたら、家族皆さんでしっかり確認してください!



届いたら、個人番号カードの発行申請をしよう

通知カードが届いて終わりではないんです。次ページを参考に、「個人番号カード」の発行申請をしてください。

●通知カードは「あなたのマイナンバーをお知らせするためのカード」であり、次ページの「個人番号カード」が持つ機能はありません。

マイナンバー制度のお問い合わせは
全国共通ナビダイヤル
☎0570-20-0178
受付 9時30分~17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

ご注意ください!

- 市役所で住民票の届けをせず引っ越しをしている場合、郵便局で「転居届」を出していても新しい住所へは転送されません。(市民保険課へお問い合わせください)
- 通知カードの再発行は有料です。早めに個人番号カードの申請をして、受け取るまで大切に保管してください。

通知カードは「現在住民票がある住所」へ送られます。詳しくは、今月号に同封している居所登録のチラシを必ずご確認ください!

